

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）	
一般地域	延べ面積 3,000 m ² 以上
当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
（１）配置	
①道路など公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。	
記載欄	
②周辺が住宅地の場合、隣地に圧迫感を与えることのないような配置を工夫する。	
記載欄	
③地域の景観資源となる樹木等がある場合は、これらを生かした配置とする。	
記載欄	
④人通りの多い通りに面する場合は、建物の前面に歩行者空間を確保するよう努める。	
記載欄	
⑤商店街や幹線道路沿道では、連続性に配慮して壁面の位置を考慮する。	
記載欄	
（２）規模	
①建物の正面以外の部分や主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。	
記載欄	
（３）形態・意匠・色彩	
①形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。	
記載欄	
②色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」（杉並区景観計画 P. 96）に定める基準に適合したものとする。	
記載欄	

③まちなみの連続性に配慮しつつ、大きな壁面が周囲に圧迫感を与えないよう分節化や上層部のセットバックに努める。
記載欄
④看板や広告は、目立つことだけを目的とせず、周辺環境に配慮して節度ある色彩やデザインとする。
記載欄
⑤屋外階段は建物本体との一体感や調和に配慮したデザインとし、周囲に与える違和感や突出感をなくす工夫をする。
記載欄
⑥屋上に設備等がある場合は、建物と一体となったデザインとするなど周囲からの見え方に配慮する。 太陽光パネルは設置位置や色など、景観を損なわないような工夫をする。
記載欄
⑦配管設備やダクト類は外壁面に露出させないように工夫する。
記載欄
(4) 公開空地・外構・緑化等
①隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。
記載欄
②敷地内は可能な限り緑化を図り、周辺のみどりと連続させるとともに、道路等からの広がりにも配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。
記載欄
③緑化にあたっては、周辺の景観との調和を図り、かつ近隣への配慮をするとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。
記載欄
④外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。
記載欄
⑤駐車場は、まちなみの中で目立たない配置とし、周囲の植栽等の修景に努める。

記載欄
⑥自転車駐車場は植栽等で隠すか建物内に駐車スペースを確保するように努める。
記載欄
⑦門や塀は、周辺環境や建物本体に調和した形態・素材・色彩を使用する。
記載欄

⑧擁壁は、植栽可能な法面としたり、石積みや緑化ブロックなどの自然的材料の使用やコンクリート面に化粧目地を施すことにより、壁面に柔らか味を出すように工夫する。
記載欄
⑨ごみ・資源の保管場所は、建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まちなみのなかで目立たないように工夫する。
記載欄
⑩周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺の景観に応じた照明を行う。
記載欄
上記以外で特に景観に配慮した事項
記載欄